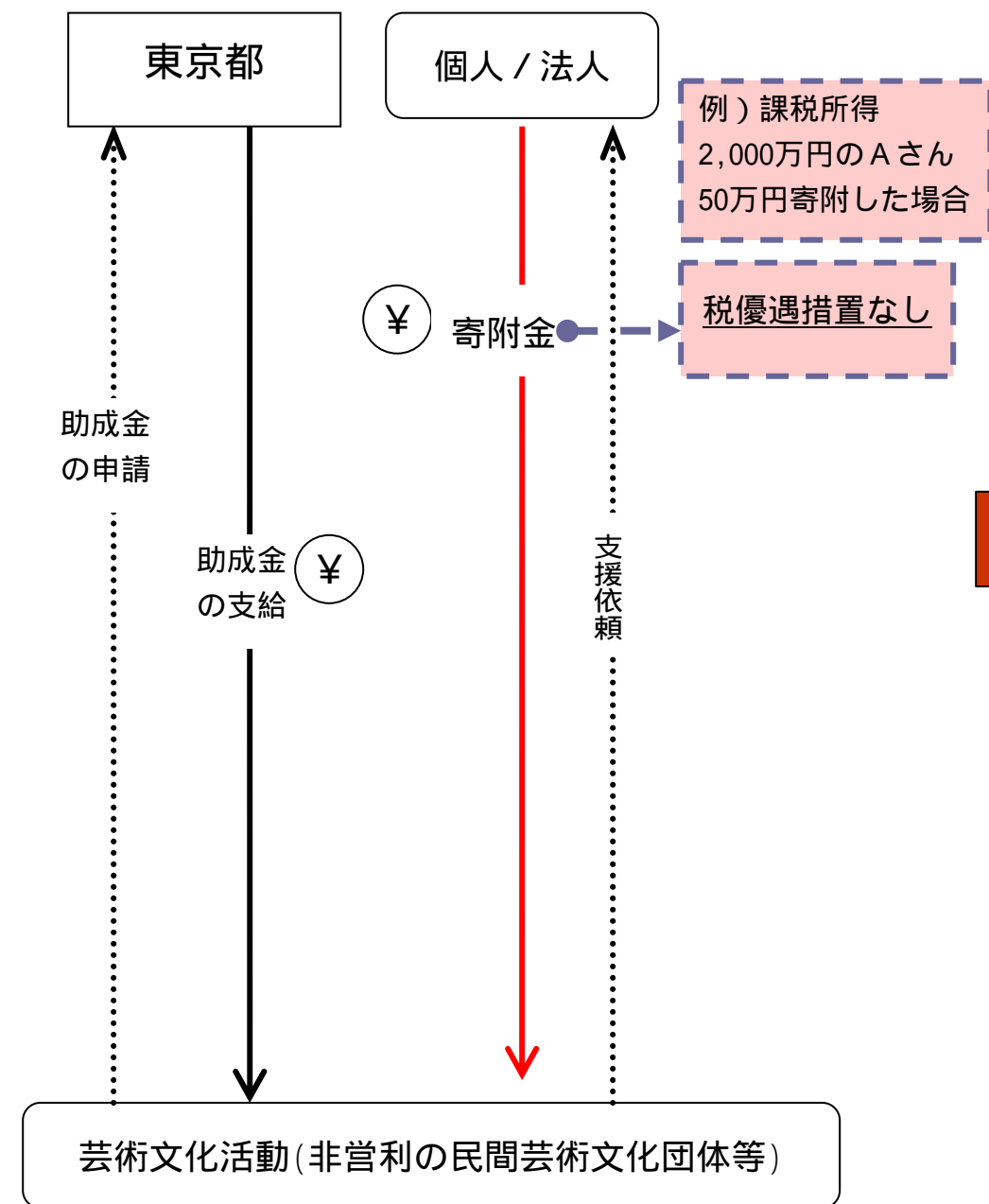


民間寄附を促進する新たな仕組みづくり ~ TOKYO ARTS FUNDの設立 ~ (案)

TOKYO ARTS FUND のイメージ

(現 行)

個人が非営利の民間芸術文化団体等に寄附をしても税優遇措置はない。
助成制度はあっても、活動資金が不足した状態



(新たな仕組み) = TOKYO ARTS FUND

TOKYO ARTS FUND を公益財団等に設置することにより、TOKYO ARTS FUND 内に設けた民間寄附の受け皿(基金もしくは特別会計)に寄附をすると、個人、法人いずれも税優遇措置を受けることができるようになる。

